

令和6年度 五條市建設工事等入札参加停止措置一覧表

	商号又は名称	所在地	入札参加停止期間 (解除日)	入札参加停止措置理由・該当基準
1	八房建設株式会社	奈良県橿原市久米町697番地の3	令和6年12月20日から 令和7年11月19日まで	入札参加資格者等が建設業法の規定に違反し、又は、違反行為の補助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-5-(2)イ、別表第2-5-(3)イ及び第5条第3項
2	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 近畿支店	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	令和7年3月5日から 令和7年8月4日まで	入札参加資格者等が建設業法の規定に違反し、又は、違反行為の補助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-5-(2)イ、別表第2-5-(3)イ及び第5条第3項
3	株式会社かんでんエンジニアリング 奈良支店	奈良県天理市中町217-1	令和7年3月5日から 令和7年8月4日まで	入札参加資格者等が建設業法の規定に違反し、又は、違反行為の補助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-5-(2)イ、別表第2-5-(3)イ及び第5条第3項